

付議第 7 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 21 年 9 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、交替制等勤務職員の休憩時間及び休息时间について国家公務員に準じた措置を講ずるようにするとともに、職員の年次有給休暇等の付与単位の例外を認めることができるようにしようとするものである。

第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(休息时间)

第7条の2 任命権者は、第5条第1項に規定する職員について、同項の規定による勤務時間のうちに、人事委員会規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

第18条第3項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

第18条第3項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(休息时间)

第7条の2 本部長は、第5条第1項に規定する職員について、同項の規定による勤務時間のうちに、人事委員会規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県第64号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休息时间）

第7条の2 任命権者は、第5条第1項に規定する職員について、同項の規定による勤務時間のうちに、人事委員会規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(1)～(3) 略

2・3 略

（組合休暇）

第18条 略

2 略

3 組合休暇は、一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

（組合休暇）

第18条 略

2 略

3 組合休暇は、一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

4 略

4 略

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（年次有給休暇）

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

2・3 略

2・3 略

（組合休暇）

（組合休暇）

第18条 略

第18条 略

2 略

2 略

3 組合休暇は、一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

3 組合休暇は、一の年において30日を超えない範囲内で、1日又は1時間を単位として与えるものとする。

4 略

4 略

新 旧 対
新

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休息时间）

第7条の2 本部長は、第5条第1項に規定する職員について、同項の規定による勤務時間のうちに、人事委員会規則の定めるところにより、休息時間を置くものとする。

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。

(1)～(3) 略

2・3 略

照 表
旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とし、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。

(1)～(3) 略

2・3 略

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第5条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の休憩時間及び休息時間については、新条例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表
新 旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例（抜粋）

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例（抜粋）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に
関する条例（以下この項において「新条例」という。）第5条第
1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤
務する必要がある職員の休憩時間及び休息時間については、新条
例の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。